



## 障害者・高齢者にとって介護は 生存権のひとつ

～必要な時、必要な介護を受けられることをめざして～



### 浅田達雄さんを支援する会

700-0047 岡山市北区関西町 3-11 みんなの会館内  
Tel/Fax 086-254-2667

## 10 介護の必要な人には、介護を権利として利用できるように！



65歳(40歳以上の特定疾病対象者含む)になってからも障害福祉サービスを受けるために、今から備えましょう。

市町村により対応はバラバラです。ひとりで悩まず、多くの支援者とともに、市町村と相談を始めましょう。

### 1. ホップ…事前相談

- 障害福祉サービス受給者証のサービス支給期間が、  
①65歳の誕生日前日となっている。  
②65歳の誕生日の月末になっている。  
③介護保険を考慮した期間設定になっていない。

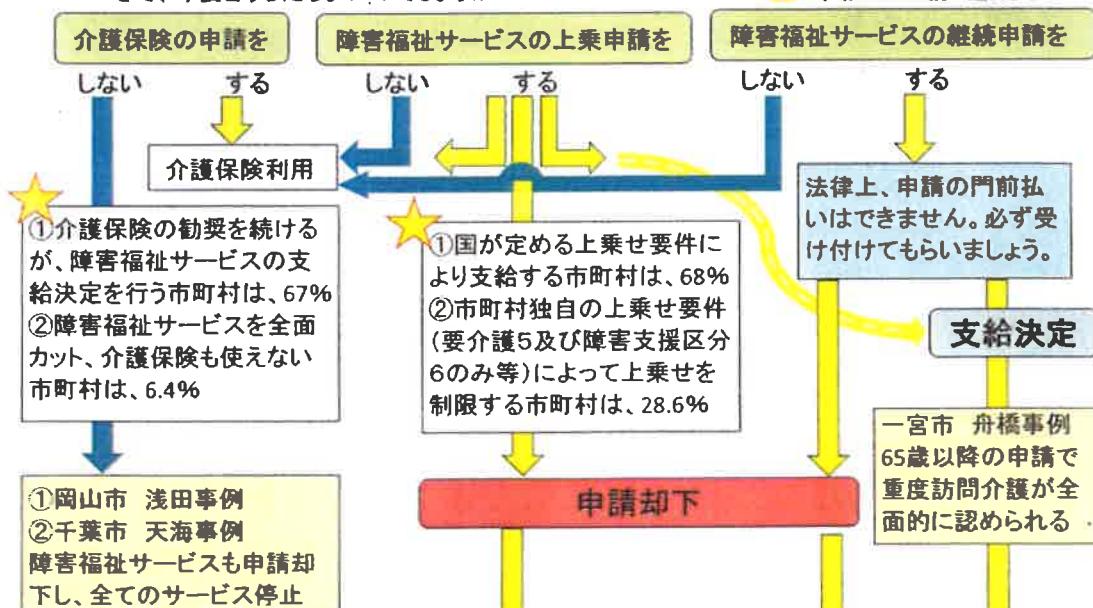
参考  
国が実施した市町村調査によると、65歳前に介護保険移行について案内を送付しているのは39%、事例によってはしている41.7%。

いずれの場合でも、事前に障害福祉サービスの利用が必要なことを市町村窓口に相談してください。  
★障害福祉サービスを使う必要があることを市町村に理解してもらうために、サービス等利用計画書を作成しましょう。 ⇒ 相談支援事業所に依頼するのがベスト！支援者づくりの始まりです。  
★多くの場合市町村は介護保険優先を理由に、受け入れてくれません。  
⇒ 一人で悩まず、障害者団体や弁護士に相談し、一緒に市町村窓口に行ってもらいましょう。

### 2. ステップ…介護保険申請？障害福祉サービス継続申請？

65歳を境に介護保険申請の勧奨が市町村からあります。  
さて、今後どうしたらよいのでしょうか？

① 申請はとても大切！  
申請がない前に進めません！



### 3. ジャンプ…諦めますか？追求しますか？

審査請求期間  
処分を知った日の翌日  
から起算して3か月

提訴・支援する会結成

不服審査請求

却下 勝利

諦める？

障害福祉サービス利用

この図は、愛知県障害者の生活と権利を守る連絡協議・舟橋訴訟を支援する会が作成した「65歳になっても障害福祉サービスが使えるよ！」のパンフからコピーさせてもらいました。